

第6章

第4次瑞浪市地球温暖化対策実行計画

—事務事業編—

第1節 計画の基本的事項

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象区域は市庁舎をはじめ、公共施設等における事務及び事業の全般とします。

ただし、指定管理者制度により事務事業を実施する施設は、温室効果ガス*排出量の算定対象外とし、排出量抑制の取り組みについて協力を要請します。

また、個人使用である市営住宅は、対象外とします。

(2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から開始し、計画期間を10年間として令和15年度(2033年度)までとします。

計画の実施にあたっては、「瑞浪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合性を持たせるために、平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量を基準として削減に取り組みます。そして、毎年度において総排出量を把握するとともにおよそ中間年にあたる令和10年度(2028年度)に見直しを行い、計画期間において削減目標の達成を図ります。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類のガスのうち、実質的に数量計算・数量換算が可能な二酸化炭素*、メタン*、一酸化二窒素*の3種類とします。

表 6-1 対象とする温室効果ガス

1. 二酸化炭素	3. 一酸化二窒素
イ 燃料の使用	イ ボイラーにおける燃料の使用
ロ 他人から供給された電気の使用	ロ ディーゼル機関における燃料の使用
ハ 他人から供給された熱の使用	ハ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用
ニ 一般廃棄物の焼却	ニ 家庭用機器における燃料の使用
ホ 産業廃棄物の焼却	ホ 自動車の走行
ヘ その他	ヘ 船舶における燃料の使用
2. メタン	ト 麻酔剤(笑気ガス)の使用
イ ボイラーにおける燃料の使用	チ 家畜の排せつしたふん尿の管理
ロ ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用	リ 耕地における化学肥料の使用
ハ 家庭用機器における燃料の使用	ヌ 農作物の栽培のための化学肥料以外の肥料の使用
ニ 自動車の走行	ル 牛の放牧
ホ 船舶における燃料の使用	ロ 植物性の物(穀及びわら)の焼却
ヘ 家畜の飼養(消化管内発酵)	ワ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理
ト 家畜の排せつしたふん尿の管理	カ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理
チ 水田の耕作	コ 一般廃棄物の焼却
リ 牛の放牧	ク 産業廃棄物の焼却
ヌ 植物性の物(穀及びわら)の焼却	ケ その他
ル 廃棄物の埋立処分	
ロ 施設(終末処理場及びし尿処理施設)における下水等の処理	
ワ 浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	
カ 一般廃棄物の焼却	
コ 産業廃棄物の焼却	
ク その他	

表注1) 表中の活動区分の名称は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項の表現を踏まえつつ、特に第2号へ及びト及びヌ並びに第3号チ及びリ並びに第5号については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)などの表現も参考にして記載したものであり、本マニュアル独自の表現です。

資料：「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和5年3月環境省)

第2節 温室効果ガス排出量の現状 (第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の評価)

(1) 第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における目標

「第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」においては、平成25年度(2013年度)を基準として、計画期間終了である令和5年度(2023年度)までに全体で10%の削減を目標としています。

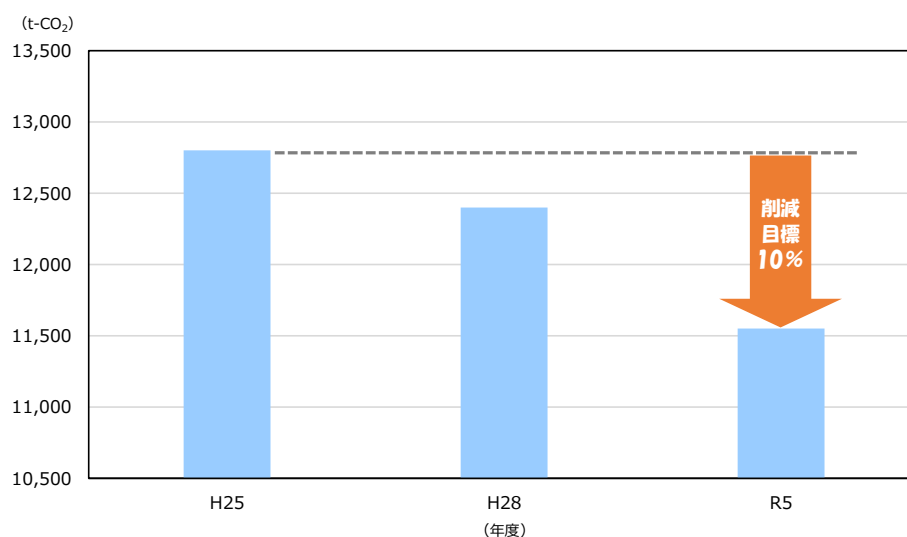


図 6-1 二酸化炭素排出量の推移と「第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画」の目標値

(2) 温室効果ガス排出の現況

令和4年度(2022年度)の二酸化炭素排出量は10,044t-CO₂となっており、平成25年度(2013年度)比22.1%削減で、「第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標を達成しています。

削減が進んだ要因は、地球温暖化対策による燃料等のエネルギー使用量と一般廃棄物焼却量の低減、さらに、電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の改善が寄与していると考えられます。

表 6-2 平成25年度(2013年度)及び令和4年度(2022年度)の

二酸化炭素の排出量(t-CO₂)

ガスの種類		平成25年度 (2013年度)		令和4年度 (2022年度)		平成25年度 (2013年度) との増減比 (%)	主な排出削減要因
		CO ₂ 換算 排出量	構成比 (%)	CO ₂ 換算 排出量	構成比 (%)		
二酸化炭素	燃料等の使用	8,546	66.2	5,866	58.4	▲31.3	・LPガスを除くエネルギー使用量の低減 ・電力の排出係数の低減
	一般廃棄物の焼却	4,350	33.7	4,178	41.6	▲4.0	・一般廃棄物焼却量の低減
合計		12,896	100	10,044	100	▲22.1	—

※小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合がある

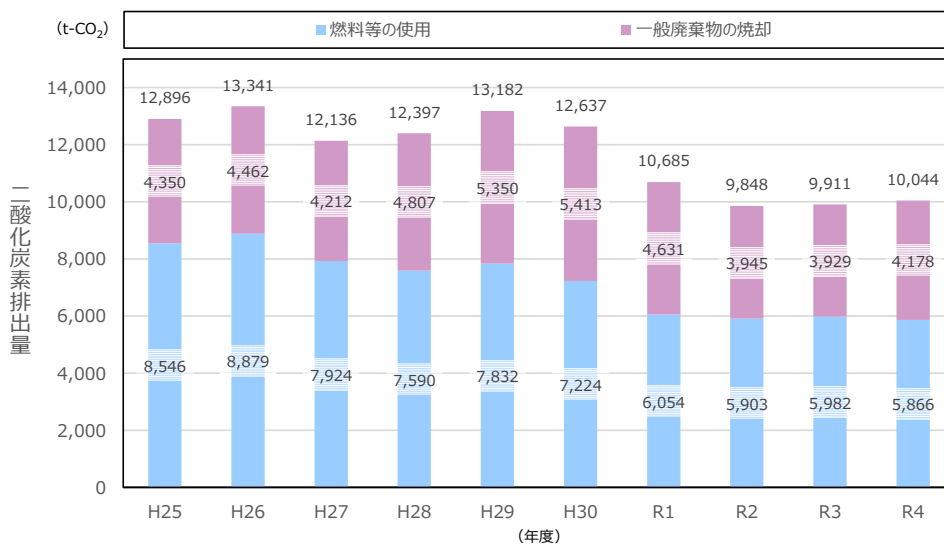


図 6-2 温室効果ガス排出量の推移

表 6-3 令和4年度(2022年度)のメタン*及び一酸化二窒素*の排出量(t-CO₂)

ガスの種類	令和4年度(2022年度) CO ₂ 換算排出量	主な排出要因
メタン*	96	・自動車の走行 ・施設における下水等の処理
一酸化二窒素*	318	・一般廃棄物の焼却

※地球温暖化係数を乗じてCO₂に換算

第3節 再生可能エネルギーの導入状況

本市の公共施設への再生可能エネルギー*の導入状況は、太陽光発電設備について290kWであり、令和4年度(2022年度)における年間の発電量は380,000kWh/年でした。

令和4年度(2022年度)において再生可能エネルギー*を導入・活用した電力量は、事業所としての瑞浪市役所の令和4年度(2022年度)における電力消費量(11,224MWh)に対して約3.4%に相当します。

表 6-4 再生可能エネルギー*の導入状況(令和4年度(2022年度)実績)

	太陽光発電設備の導入	
	導入容量 [kW]	発電電力量 [kWh]
再生可能エネルギー* 導入・活用量	290	380,000
電力消費量 [MWh]	11,224	
電力消費量に 対する割合 [%]	3.4	

※指定管理者制度により事務事業を実施している下記の施設は算定の対象外です。

- ・瑞浪市地域交流センター ときわ
- ・瑞浪市子ども発達支援センター ぼけっと
- ・南小田児童館
- ・市民福祉センター ハートピア

第4節 削減目標の設定

(1) 計画の基準年度と目標年度

「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図り、基準年度を平成25年度(2013年度)とし、目標年度は計画期間である令和15年度(2033年度)とします。

【基準年度】 平成25年度 (2013年度)

【目標年度】 令和15年度 (2033年度)

(2) 削減目標

「瑞浪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図り、事務事業編における排出削減量を令和12年度(2030年度)に50%以上、令和15年度(2033年度)に60%と設定します。

内訳としては、エネルギー使用量の抑制や施設の建築・管理等に関する取り組み等の地球温暖化対策による削減効果と、再生可能エネルギー*の導入・活用による削減効果の合計値とします。

表 6-5 二酸化炭素排出量の削減目標

	排出量実績 [t-CO ₂]		目標値 令和15年度 (2033年度)	
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
公共施設における省エネ等 による削減	12,896	10,044	3,903	30.3
再生可能エネルギー*の 導入・活用による削減			3,834	29.7
合計			7,738	60.0

※削減量及び削減率は平成25年度 (2013年度) の排出量からの数値を示す

(道路照明等の排出量と削減目標)

	排出量実績 [t-CO ₂]	目標値* 令和15年度 (2033年度)	
	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
道路照明等を対象とした 省エネ等による削減	69	7	10.5

※本計画において新たに道路照明等を対象とすることから、削減量及び削減率は令和4年度 (2022年度) の排出量からの数値を示す

【参考 令和12年度(2030年度)における削減量と削減率】

	排出量実績 [t-CO ₂]		目標値 令和12年度(2030年度)	
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
公共施設における省エネ等 による削減	12,896	10,044	3,628	28.1
再生可能エネルギー*の 導入・活用による削減			2,949	22.9
合計			6,577	51.0

※削減量及び削減率は平成25年度(2013年度)の排出量からの数値を示す

(道路照明等の排出量と削減目標)

	排出量実績 [t-CO ₂]	目標値* 令和12年度(2030年度)	
	令和4年度 (2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
道路照明等を対象とした 省エネ等による削減	69	5	7.7

※本計画において新たに道路照明等を対象とすることから、
削減量及び削減率は令和4年度(2022年度)の排出量からの数値を示す

第5節 事務事業における取り組み

本計画の実行に向けて、職員に対して本計画の目的・目標を周知し、下記の取り組みを推進します。

施策の柱	取り組み内容
① 公共施設におけるエネルギー使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 長時間退席時は、パソコン等電化製品の電源を切り、短時間退席時は、スタンバイモードを利用し、帰宅時は、待機電力を削減するよう努める。 エレベーターの使用は、極力控え、階段を利用する。 事務機器及び湯沸しポット等家電製品は、省エネ、省資源型のものへの切り替えを進め、フロアごとで台数の見直しを行う。 クールビズ・ウォームビズを推進する。 事務室や会議室等の空調温度（冷房時室温28℃、暖房時室温20℃）を徹底するよう、設備の適正運転を図る。 夏季は、冷房の効率化を図るため、アサガオ等の植物を利用したグリーンカーテンの実施の推進に努める。
② 施設の建築・管理等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 工事に際して、環境負荷の少ない工法の採用を推進する。 施設の建築・修繕においては、LED*照明等の省エネ性能の高い照明器具等の設置や、環境に配慮した資材・構造・設備等の導入を推進するとともに、排出される廃棄物の4R*を推進する。 施設の統廃合を進め、使用エネルギーの削減を推進する。 高炉セメント、再生路盤材等の再生資材の利用に努める。 建設副産物の有効利用及び発生抑制に努める。
③ 環境に配慮した公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブ*に努め、必要以上のアイドリングをしない。 <ul style="list-style-type: none"> ①急加速、急発進、急ブレーキをしない。 ②不要な荷物を積みっぱなしにしない。 ③タイヤの空気圧調整及びオイルの点検等定期的に行う。 公用車の台数削減や共用を積極的に検討する。 公用車の購入にあたっては、使用実態を踏まえ必要最小限の大きさの車両や、環境に優しい次世代自動車にする。 遠距離の移動の際には、燃費の良い公用車を使用する。 ウェブ会議を開催することで公用車利用の抑制を図る。
④ 用紙類の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 両面印刷・両面コピー・集約印刷を徹底する。 会議用資料はペーパーレス化に努める。 片面使用の不要コピー用紙は、分別して再利用する。 原則封筒は、再利用に努める。 外注印刷物の余剰印刷部数削減に努める。 デジタルトランスフォーメーション（DX）*の推進に努める。

施策の柱	取り組み内容
⑤ 公共施設における節水の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水道を使用するとき（洗車も含む）は、蛇口のごまめな止水を行い、節水に努める。
⑥ 職場廃棄物処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 詰め替え可能な文具類の使用に努める。 カン・ビン・ペットボトルは、分別し、リサイクル*を図る。 職場内ごみ箱を見直し、ごみ箱を削減する。
⑦ 再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギー*利用設備の導入を推進するとともに、災害時の非常用電源としての活用を検討する。 公共施設をはじめ複数の建物やエリアにおいて、再生可能エネルギー*が融通できる自立・分散型のエネルギーシステム等のモデル構築について検討する。 公共施設の使用電力購入に際して、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
⑧ 職員の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> 各課等の長を節電・省エネ推進員とする。推進員は、職員の意識の向上を図り、適切な節電等が行われているかチェックし、節電・省エネを推進する。また、当該課が主催する会議等で市民等に対し節電・省エネの啓発を行うものとする。